

トラブルのない「遺言」の書き方

遺言は、決められた一定の方式に従わないと、無効となってしまいます。以下は、最も多くみられる自筆証書遺言と公正証書遺言の長所短所と注意点です。

自筆証書遺言

これは、遺言者が自筆で、全文、日付、氏名を書いて印鑑を押せばできるシンプルな形式です。そのため、無効になることが少なくないのもこの形式です。

尚、この度の民法改正(平成 31 年 1 月 13 日施行)により、すべて自筆の要件が緩和され財産目録については、パソコンでの作成が可能になり、不動産全部事項証明書や預金通帳のコピーを添付することで代替できるようになりました。

また、保管料を支払うことで遺言を法務局で保管することもできるようになりました。

印鑑は、認印、拇印でも有効ですが、拇印は後で争いになることがありますので、印鑑を押しておいた方が安全です。紙の種類に決まりはありません。便箋、半紙で大丈夫です。

執務日誌

新聞の広告紙の裏に書いたもので、しかも封筒にも入っていない遺言による、不動産の相続登記を依頼されたことがあります。ヒヤヒヤの連続でしたが、無事家庭裁判所で検認され、相続登記ができました。

できれば、便箋等を書いて封筒に入れ封印をしたうえで、弁護士や司法書士に預けて置くことをおすすめします。自分なりに厳重に保管して、発見されずじまいといったことがないようにご注意ください。

遺言を発見した相続人は、家庭裁判所に検認の手続をとらなければなりません。これは、偽造、変造を防止し、保存を確実にするために調査確認するもので、遺言の有効無効を判定するものではありません。不動産の名義変更等は、この検認手続が終わらないとできません。

遺言のサンプル

遺言書

遺言者 甲野太郎は、次のとおり遺言をする。

1. 妻 甲野花子に、次の不動産を相続させる。
ア、徳島市徳島町1番 宅地 200 m²
イ、同所1番地 家屋番号1番 居宅 木造瓦葺平家建 150 m²
2. 長男 甲野一郎に、次の預金を相続させる。
ア、徳島銀行徳島支店 定期預金口座番号 1234
3. この遺言の遺言執行者として、徳島市阿波町1番地 執行四郎を指定する。

平成 年 月 日

徳島市徳島町1番地

甲野 太郎 (印)

「相続させる」と「遺贈する」

文言中に、「遺贈する」「贈与する」等ではなく、「相続させる」と書いておくことが特に大切です。死後において、遺産分割協議が不要となるばかりか、その後の手続きがスムーズに進むからです。(最高裁平成 3.4.19 判決)

不動産の名義変更の際の登録免許税が、相続なら 4/1000、遺贈なら 20/1000 と税率が大幅に違ってきます。

また、相続登記なら、財産をもらう人の単独で申請できますが、遺贈登記となると、他の相続人全員と共同で申請をしなければなりません。仮に敵対関係のある相続人がいる場合(例えば、先妻の子や婚外子など)、俗にいう「ハン代」を請求されたりする場合もあり、どうしても協力してくれなければ家庭裁判所に遺言執行者選任の申立をすれば遺贈登記はできますが、せっかく書いた遺言で新たな火種をまいてしまう結果となってしまいます。

「遺言執行者」

必ずしも指定の必要はありませんが、上記のように相続人間で紛争が起こりうることも想定して、常に相談している弁護士・司法書士・税理士といった専門家を指定しておくことをおすすめします。

もちろん、直接遺言で財産を譲ろうとしている者を指定してもかまいません。財産を受ける者と遺言執行者と重複して利益相反のように見えますが法的には問題ありません。

公正証書遺言

これは、遺言者が書かずに公証役場で作成してもらう形式です。

まず、公証役場で、証人 2 人以上の立会のもと、遺言者本人が内容を口頭で述べます。そこで、公証人がこれを筆記します。

そして、公証人がこれを遺言者本人、証人に読み聞かせ、その正確さを確認したうえで、各自署名し、実印を捺印します。最後に、公証人が署名押印して完成です。

公的資格を有する公証人が、法律に則って作成する公文書ですので、私文書に勝る証拠力があり、自筆証書遺言と違い、家庭裁判所での検認手続が不要となります。また、遺言者本人が、病気等で公証役場に行けないときは、公証人が自宅や病院まで出張してくれます。遺言の原本が公証役場に保管され、遺言者には正本が交付されるので、偽造・変造・紛失の危険がありません。

また、最近検索システムにより全国の公証役場で遺言の有無を調査してくれるようになりました。

公証役場での必要書類

1. 遺言する人は、実印と印鑑証明書(作成後 6 カ月以内)
2. 遺言する人と相続人の続柄のわかる戸籍謄本
3. 証人 2 人の実印と印鑑証明書(作成後 6 カ月以内)
4. 不動産の場合は、不動産全部事項証明書(法務局)、固定資産税評価証明書(市町村役場)